

職員のほか、維持作業の請負者も参加して 災対法に基づく車両移動訓練を実施しました。

～姫路河川国道事務所～

雪害対策期間を迎えるにあたり、冬期の安全で円滑な交通の確保に対する意識の高揚を目的に、災害対策基本法*に基づいて車両の移動を行う訓練を行いました。

* 地震や大雪などによる災害が発生した場合、その影響で道路上に大量の車両が立ち往生し、深刻な交通渋滞を引き起こして復旧作業の障害となることがあります。災害対策基本法には、そのような場合に立ち往生車両を道路管理者が移動できるような規定が盛り込まれています。

【車両移動訓練】

日 時：平成29年11月29日（火） 14時00分～

場 所：兵庫県揖保郡太子町 太子竜野バイパス
太子東ランプ入口付近 山田基地内

出席者：姫路河川国道事務所職員

道路維持業者

計 40名

【開催場所 位置図】



▲ 開催あいさつ（尾下副所長）



▲現地看板設置・案内訓練



▲車両吊り上げ移動訓練



▲キャスターでの車両移動訓練

【問い合わせ先】



国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 道路管理第二課
〒670-0947 姫路市北条1-250 TEL 079-282-8211(代表)